

施設利用補助金請求書を提出する際は、下記①～⑥をすべて満たしている領収書(原本)の添付が必要です。

- ①宿泊者氏名(フルネーム) ②宿泊年月日及び泊数 ③宿泊施設名 ④宿泊人数
⑤宿泊料金 ⑥宿泊した旨が分かる記載(宿泊代として、一泊二食プランなど)

☆個人で宿泊した場合☆

Q1. 領収書はコピーでもよいか。

A1. 原本を添付してください。

原本を提出することができない場合は、領収書のコピーの余白に原本を添付できない理由を記載してください。

Q2. 夫婦ともに互助会員のためそれぞれで請求書を提出するが、領収書が1枚しかない場合はどうすればよいか。

A2. どちらかの請求書に、領収書のコピーを添付してください。

その際、領収書のコピーの余白に「原本は、〇〇学校の〇〇へ添付」など原本を添付できない理由を記載してください。

Q3. 夫婦ともに互助会員なので、自分(夫)の被扶養者になっている子どもが宿泊した場合、妻が請求書を提出してよいか。

A3. 公立学校共済組合等で、宿泊した子の扶養者となっている会員から請求してください。

Q4. 家族で宿泊し、領収書の宛名が家族名の場合は、請求できるか。

また、被扶養者と一緒に宿泊したが、領収書の宛名が会員本人の場合、被扶養者の分も請求できるか。

A4. 宿泊者氏名が確認できる書類を添付するか、宿泊者氏名を領収書の余白に記入してください。

Q5. 1人1泊分の領収書には、人数や泊数の記載がないが請求できるか。

A5. 1人1泊分であっても、人数・宿泊年月日及び泊数等上記①～⑥の項目の記載は必須です。

確認できる書類を添付するか、領収書の余白に不足している項目を記入してください。

ただし、記入してもよい項目は①(A4の場合)、②、④に限ります。

Q6. オンライン決済した場合は、利用したサイト内で表示できる領収書のデータを印刷すれば請求できるか。

A6. 請求できます。

ただし、領収書の表示日や発行日がチェックアウトの日以降の日付のものに限ります。チェックアウトの日より前の日付のものは、宿泊したことが分かるような書類(宿泊証明書や宿泊した後に利用したサイトから送信される「ご利用ありがとうございました。」といった内容のメール等)を添付してください。

Q7. ポイントやクーポンを利用して支払った場合、補助の対象になるか。

A7. 宿泊代の支払いにポイントやクーポンを利用しても補助の対象になりますが、割引後の自己負担が1人1泊1,000円以上の場合に限り補助します。

クーポン利用後の自己負担が1人1泊1,000円未満の場合でも、無料クーポンではなく購入したクーポンを利用した場合は、クーポンを購入したことが分かる書類を添付すれば補助します。

☆修学旅行・宿泊学習等で宿泊した場合☆

Q8. 出張や修学旅行および宿泊学習で宿泊し、領収書の宛名が学校名になっている場合でも請求できるか。

A8. 請求できます。

ただし、添付する領収書には、上記①～⑥の項目を必須としていますので、不足する項目がある場合は、学校で作成した旅行のしおり等、①～⑥の項目がすべてわかるものを併せて提出してください。

なお、領収書のコピーを添付する場合は、A1の個人で宿泊した場合と同様に、原本を添付できない理由(例:「原本は学校保管のためコピーを添付」)を余白に記入してください。

また、領収書の発行日がチェックアウトの日より前の日付の場合は宿泊証明書も添付してください。

Q9. 梵珠少年自然の家等の宿泊学習または部活動の引率で宿泊した場合、請求できるか。

A9. 引率者としてかかった経費が1人あたり1,000円以上であれば請求できますので、①～⑥の項目が分かるもの、経費が分かる書類を併せて提出してください。

領収書のコピーを添付する場合や、領収書の発行日については、A8の修学旅行の場合と同様です。

☆その他☆

Q10. 指定宿泊施設以外の施設に会員本人と被扶養者2名の計3名で3泊した場合、
3名×3泊分(3,000円)=9,000円を請求できるか。

A10. 指定宿泊施設以外の施設に宿泊した場合、会員1人につき年度内3,000円を限度に補助しますので、この場合は3名1泊分(3,000円)として請求いただくか、本人3泊分(3,000円)として請求いただくかどちらかになります。

○ → 会員1人につき年度内3,000円 × → 1人につき年度内3,000円

Q11. 令和3年度に宿泊した分について、今からでも請求できるか。

A11. 互助会の給付規程は、「事実が発生してから3年以内に請求」することとなっておりますので、令和4年4月以降も年度内3,000円の限度額まで請求できます。